

人口・社会統計部会の審議状況について
(全国消費実態調査及び家計調査の変更)(報告)

項目	実施・変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 全国消費実態調査及び家計調査の変更					
(1) 全国消費実態調査(以下「本調査」という。)					
ア 調査目的の変更・調査体系の再編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の目的を、統計法施行令別表の記載に合わせて修正 ○ 本調査の「甲調査」を、「基本調査」と「簡易調査」に分割・再編 ○ 本調査の「乙調査」を、「個人収支状況調査」に変更し、家計簿調査を廃止 ○ 家計調査の結果を本調査の集計に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設 	●			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査を取り巻く課題(世帯構造の変化に対応するための所得・家計資産等の精度向上、報告者・調査員等の負担軽減等)や実査の現状等について説明があり、部会として共通認識を得た上で、今回の調査体系の再編について審議した結果、特段の異論等はなかった(以下の項目も同様)。 ・ 一方で、本項目は、他の審議事項(耐久財等調査票の廃止、調査時期の変更、集計事項の変更等)とも密接に関連するため、これらの審議結果を踏まえた上で、総合的に判断するとの審議方針が示され、合意が得られた(この審議方針は、以下の審議項目に共通)。
イ 報告者数及び選定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再編後の甲調査の報告者数については、従来の約56,400世帯から、「基本調査」は約40,000世帯(うち単身世帯:約6,700世帯)、「簡易調査」は約44,000世帯(うち単身世帯:約7,300世帯)とし、合わせて約84,000世帯に拡大する計画 ○ この拡大に向け、基本的な標本設計は維持しつつ、1調査単位区から選定する単身世帯と二人以上の世帯の配分を見直し、単身世帯を2世帯、二人以上の世帯を10世帯、それぞれ選定 ○ また、現行の乙調査(変更後は「個人収支状況調査」)の報告者数を、約700世帯から約900世帯に拡大 ○ さらに、新設する「家計調査世帯特別調査」の報告者数を約6,000世帯(家計調査の報告者数約9,000世帯の一部)と設定 	●			<p>(主な確認結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮することにより、調査員の総訪問回数は約1割減、また、市町村や調査員の審査量についても、半分程度に軽減。なお、過去の調査結果を2か月平均に再集計した結果を、今回の調査結果と合わせて公表するほか、年間の推計値も参考値として公表することも検討 ◆この記入期間短縮を含めた計画の変更により、2人以上世帯の標準誤差率は全国値で0.1ポイント程度上昇するものの、単身世帯では0.5ポイント程度低下(試算値)。都道府県別では、2人以上世帯の標準誤差率は0.5ポイント程度上昇するものの、単身世帯では3.0ポイント程度低下(試算値) ◆調査単位区ごとの単身世帯と二人以上世帯の配分については、調査員の確保難などの実査の現状を踏まえつつ、最大限理想の実現を図ったもの
ウ 調査事項の変更	<p>(ア) 基本調査及び簡易調査における調査事項の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本調査及び簡易調査の調査票については、報告者負担の軽減や社会情勢の変化等を踏まえ、各調査票における調査事項を、以下のとおり見直し <ul style="list-style-type: none"> ① 家計簿 報告者負担の軽減を図るとともに、非標本誤差の是正・改善等を行なうため、可能な限り、調査票・調査事項を簡素化 ② 世帯票 報告者負担の軽減を図りつつ、社会情勢の変化や利用者ニーズ等に対応して調査事項を追加・削除 ③ 年収・貯蓄等調査票 報告者の忌避感にも配慮しつつ、OECDの定義も踏まえ、調査事項を変更 	●			<p>(主な確認結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「一週間の就業時間」については、社会生活基本調査等との比較可能性も考慮し、ユーザビリティ方式を採用 ◆「学歴」や「社会保障給付金」の追加は、高齢化の進展等を踏まえると、社会保障に係る政策立案の基礎資料として非常に重要。また、「学歴」の追加は、報告者側に忌避感はあるものの、「氏名」欄や「勤務先」欄等の削除により、報告者の負担感軽減にも配慮 ◆これまで把握対象外としていた自営業世帯の収入については、集計結果の公表時に十分な工夫・説明を実施する予定 ◆「介護をしている状況」を調査事項から削除することに異論はなかったものの、各種統計調査において、介護の現状をどのように役割分担して把握するかは横断的な課題 ◆家計簿調査における「現物」のうち、もらい物や自家産を廃止することによる影響については、その影響の確認が必要(⇒ 次回確認予定)

項目	実施・変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
(イ) 新設される家計調査世帯特別調査の調査事項	○ 家計調査のデータを本調査の集計に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設するとともに、家計調査の調査事項との整合性を確保		●		(第2回部会で審議)
(ウ) 耐久財等調査票等の廃止	○ 現行の本調査のうち、甲調査の「耐久財等調査票」及び乙調査の「家計簿C」を廃止		●		(第2回部会で審議)
エ 調査方法の変更	① 「基本調査」及び「簡易調査」について、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入。併せて、「簡易調査」については、郵送・オンラインによる回収も実施 ② 「家計調査世帯特別調査」は、都道府県経由の調査員調査により実施。		●		(第2回部会で審議)
オ 調査時期の変更	○ 基本調査における家計簿の記入期間(二人以上の世帯)を、現行の3か月から、単身世帯と同様、2か月に短縮 ○ 年収・貯蓄等調査票の調査時点を11月末日から10月末日に変更等		●		(第2回部会で審議)
カ 集計事項の変更・公表の期日の変更	○ 調査事項の変更に伴い、集計事項を見直し ○ 本調査の調査結果の集計に際し、家計調査や全国単身世帯収支実態調査(一般統計調査(民間調査機関によるモニター調査))の結果も集計用データとして活用 ○ 調査結果のうち、家計収支に関する集計結果(一部除く)については、2020年11月までに公表し、その他の集計結果は、2021年以降に順次公表			●	(第3回部会で審議)
(2) 家計調査	① 家計簿 本調査との整合性や報告者負担の軽減を図るため、「口座自動振替による支払」を簡素化 ② 貯蓄等調査票 本調査との整合性を図るため、「貯蓄現在高」及び「借入金」に関する金融機関の選択肢を段階的に見直し ③ 世帯票 改元に伴い、建築時期の元号を変更	●	●	●	(第3回部会で審議。(一部は1(1)ウ(調査事項の変更)と併せて審議))
(3) 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担	○ 本調査及び家計調査における調査計画の見直しは、①家計の収入、貯蓄面の把握に重点をおいた調査となる計画であること、②家計調査等の結果を活用することにより、調査事項の整合性や結果精度の向上を図ることを計画しているものであり、家計に関する調査の体系にも影響			●	(第3回部会で審議)
2 前回答申時の今後の課題への対応状況					
(1) 実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携	○ オンラインによる回答方式を全面的に導入することに伴い、統計調査員において、調査票の提出有無の確認など業務量の増加が懸念されることから、実査の円滑な実施に向け、地方公共団体との連携をより一層図る必要がある		●		1(1)エ(調査方法の変更)と併せて審議
(2) 適切な調査の在り方等の検討	○ 本調査の本来的な役割を維持しつつ、育児、介護の例でも観察されるように将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得よう、次回調査においても引き続き、より適切な調査の在り方等について検討する。	●	●		1(1)ウ(調査事項の変更)と併せて審議

※ 第1回は平成30年10月15日(月)に開催。第2回は10月29日(月)に、第3回は平成30年11月12日(月)に開催予定。
(予備日は12月3日(月))